

令和元年

第15回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和元年5月28日(火)

伊勢原市農業委員会

## 第15回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年5月28日(火) 午前9時30分～

2 開催場所 伊勢原市役所2階2C会議室

3 委員在任定数 10名

|         |          |
|---------|----------|
| 1 大木 克美 | 6 廣木 孝幸  |
| 2 越地 進  | 7 木村 勇   |
| 3 杉本 和彦 | 8 萩原 隆雄  |
| 4 横山 正博 | 9 鈴木 雅之  |
| 5 岸田 文雄 | 10 黒田 義夫 |

4 出席委員数 10名

5 欠席委員数 0名

6 署名委員 鈴木 雅之  
大木 克美

7 議長 黒田 義夫

8 事務局職員出席者  
小瀬村 正宣(事務局長)  
青木 優  
今井 亮輔  
荒井 昌稔

9 傍聴者 0名

10 審議内容 (開会 午前9時30分)

[事務局長] 時間になりましたので、第15回伊勢原市農業委員会総会を始めます。  
開会に先立ちまして、本日、傍聴を希望される方は、いらっしゃいませんでした。  
在任定数10名、欠席委員は、おりません。現時点での出席委員10名で、定足数に達しておりますので、第15回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願ひします。

[議長] それでは、ただ今から、第15回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。  
本日の議事録署名委員は、9番・鈴木 雅之 委員と1番・大木 克美 委員の両名にお願ひをいたします。

それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告5件、議案3件の計8件となっております。まず、報告より入ります。

[議長] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。農地法で義務づけられている相続等による農地の所有権取得の届出が、2件ありました。この届出は、相続が発生したときに、登記簿謄本の地目、または課税上の現況地目のいずれかが農地であれば、届出の対象となります。

はじめに、報告第1号の1です。相続日は、平成30年8月22日。平塚市にお住まいの方が、下平間字丸山の農地1筆、面積152㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、平成31年4月15日です。

次に、報告第1号の2です。相続日は、平成29年10月29日。市内東大竹にお住まいの方が、上粕屋字西峰岸の農地2筆、面積1,726㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、平成31年4月15日です。以上です。

[議長] 説明が終わりました。内容は、相続により所有権を取得した旨の届出が2件あったという内容となっております。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] よろしいですか。それでは、次に移らせていただきます。

[議長] 報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について。報告第2号は、市街化区域の農地を、土地所有者が農地以外のものにする届出になります。

今回は、6件、10筆、面積3,209㎡の届出がございました。伊勢原地区で2件、4筆、1,324㎡、高部屋地区で1件、1筆、426㎡、成瀬地区で3件、5筆、1,459㎡になります。転用目的は一般個人住宅が1件、集合住宅用敷地が2件、露天駐車場が2件、個人所有地内の道路が1件となっております。以上です。

[議長] 説明が終わりました。内容は、市街化区域内の農地の転用ということで、届出が6件あったということがございます。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] よろしいですか。それでは、次に移ります。

[議長] 報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について。報告第3号は、市街化区域の農地を土地の権利移動を伴って農地以外のものにする届出になります。

今回は、合計で6件、6筆、面積2,991㎡の届出がございました。地区は、伊勢原地

区で5件、5筆、面積1,691㎡、高部屋地区で1件、1筆、面積1,300㎡です。権利の種類は、全て所有権の移転となります。転用目的は、一般個人住宅が2件、集合住宅等が1件、露天駐車場が3件になります。以上です。

[議長] 説明が終わりました。内容は、市街化区域内の所有権の移転を伴う転用が6件、届出があったという内容になっております。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] よろしいですか。それでは、次に移ります。

[議長] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします

[事務局] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。今回、成瀬地区で2件、比々多地区で1件、大田地区で1件の申請がありました。

はじめに、報告第4号の1。申請人は市内東富岡にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、4月22日。対象農地の明細は、7～9項です。東富岡字千太窪に1筆、同字中田に2筆、同字杉戸に2筆、同字西窪に2筆、同字東窪に19筆、同字立野に1筆、合計27筆、面積は13,561㎡です。4月22日に事務局で現地調査を行い、全ての対象農地が良好に管理されていることを確認し、4月23日付けで先決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の2。申請人は市内沼目2丁目にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、4月26日。対象農地の明細は、10項です。沼目2丁目に1筆、面積は652㎡です。5月10日に事務局で現地調査を行い、良好に耕耘管理されていることを確認し、5月10日付けで先決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の3。申請人は市内串橋にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、5月7日。対象農地の明細は、11項です。三ノ宮字下谷に1筆、面積は661㎡です。5月7日に事務局で現地調査を行い、良好に耕耘管理されていることを確認し、5月7日付けで先決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の4。申請人は市内高森にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、5月9日。対象農地の明細は、12項です。高森字赤坂に5筆、合計面積は2,321㎡です。5月13日に事務局で現地調査を行い、良好に耕耘管理されていることを確認し、5月13日付けで先決処分で証明書を発行しました。以上です。

[議長] 説明が終わりました。相続税納税猶予を受けている方4名から、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が出され、専決処分で交付したという内容になっております。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] それでは、次に移ります。

[議長] 報告第5号、農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第5号、農地法第18条第6項の規定による届出について。農地法第3条の許可を受けた農地や、利用権設定期間中の農地を貸し手・借り手の合意で解約をする場合に

は、農地法第18条による合意解約の届出が必要となります。

今回、高部屋地区で3件の届出がございました。

はじめに、報告第5号の1。解約の理由は、土質が耕作に不適で収益確保が難しいため解約に至ったものです。

続いて、報告第5号の2及び3は、報告第5号の1の解約に伴い、土地所有者に農地を返却したものになります。以上です。

[議 長] 説明が終わりました。内容は、農地の賃貸借の解約の届出が3件あったということでございます。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

[議 長] よろしいでしょうか。それでは、次に移ります。議案に入ります。

[議 長] 議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について、農業委員会の意見を求めます。

今回、伊勢原地区で1件、成瀬地区で1件の申請がありました。

はじめに、議案第1号の1、図面番号は1番です。あわせて、公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は、田中字天神前の2筆、合計面積は802㎡、敷地東側及び北側は認定外道路、西側は畑と駐車場、南側は駐車場に接しています。申請人は厚木市内に本社を置く不動産を営む法人で、譲渡人は市内伊勢原1丁目にお住まいの方です。申請理由は、申請地に隣接する飲食店舗の来客用駐車場とするため、開店当初より来客数が増え、土日祝日になると駐車待ちの車両が国道246号線に停車して交通渋滞を招き、近隣の住民や商業店舗に迷惑をかけており、渋滞発生の解消と事故防止を図る上でも、新たな駐車場を確保する必要があるため、転用申請をするものです。申請地は、認定外道路を挟み店舗駐車場の西側で直近に位置し、最適な場所で、所有者の承諾も得られたので選定をしました。権利関係は、賃貸借権の設定です。申請地の立地基準は、市街化区域と連続した農地として「第3種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準についてですが、敷地内は砂利敷きで転圧処理をし、出入口付近はアスファルト舗装にします。雨水は、敷地地下に貯留施設を設置し宅内で浸透処理をします。敷地境には、地先境界ブロックや三段積コンクリートブロック、ネットフェンスを設置し土砂等の流出入を防ぎます。また、既存店舗駐車場からも出入車するため、認定外道路横断部分をアスファルト舗装にします。計画としては周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市まちづくり推進条例、認定外道路自費工事は協議中ですが、転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。

次に、議案第1号の2、図面番号は2番です。あわせて、公図、造成計画平面図、追加資料をご覧ください。今回、農地造成に伴う一時転用許可申請になります。農地造成につきましても、面積が1,000㎡を超えず、盛土高や切土高、掘削の深さが1m未満の案件は、農業委員会への農地造成の届出となりますが、これを超えるものは、一時転用の許可申請が必要となります。申請地は、東富岡字東窪482番3の一部、外10筆、面積5,875.30㎡のうち2,592.73㎡について、盛土高・最大約2.8メートル、盛土量・約2,736㎡の農地造成をするために一時転用申請するものです。現地は、南側農地から北側市道に向かい緩やかに傾斜しており、盛土をして、作業効率の良い平坦な畑とし、飼料用トウモロコシを作付けします。譲渡人は市内東富岡の方で、譲受人は市内桜台三丁目の不動産の方です。権利関係の設定は、使用貸借です。申請地の立地基準は、「農振農用地区域内の農地」です。一般基準・個別基準についてですが、被害防除施設

として、施工内容ですが、隣接境界から50cm離れで、29度の勾配で法面処理し、雨水については中央に1%~2%の水勾配とし、隣地等へ流出しないよう施工します。搬入する土は関東ローム層の土で、高森地内の開発工事の際に発生する土を、11t車を使用し、1日に20回程度、農道598号線から499番4の一部を進路として使用し、水路敷きは鉄板で養生し搬入する計画です。水路の横断については、市土木総務課に占用の申請済みです。車輛の運行予定ですが、午前8時30分から午後5時までとし、小・中学校の登下校の時間帯を避けるようにし、状況に応じて交通整理員等を配置します。資金計画も適切です。工期は、転用許可日から6ヵ月間です。なお、今回の農地造成に伴い、一時転用区域内にある水路の用地処理状況について説明しますので、資料の最後に添付しています公図の写しをご覧ください。①の482番5は用途廃止が済み、払下げ手続き中です。②については、用途廃止・払下げ申請済みで、用途廃止後に払下げ手続きに入ります。⑤の483番6は、用途廃止済みで、払下げの手続き中です。なお、③の483番4は、④の483番5との付け替え工事が昨年末に終わり、現在、③の寄付と④の無償払下げの処理をしています。また、483番6と503番1との間の農道については、盛土の高さと農道の高さを同じにするため、市土木総務課へ自費工事申請済みです。また、追加資料②の造成平面図をご覧ください。今後用途廃止、払下げを予定しています水路に大雨が降り、雨水の滞留防止の対策として、追加資料で赤色で表示しています転用用地内隣接地境の平坦部分に素掘りの水路を設置して、483番5と付け替えた483番4に設置した水路の雨水樹へ農道内に横断暗渠管を敷設し南側農地より染み込み切れない雨水の逃げ道として接続放流をいたします。なお、水路部分については、状況が整いしだい付け替え及び払下げ申請を行うという予定になっているということです。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いいたします。はじめに、議案第1号の1について、「田中地区」お願いいたします。

[地区担当委員] 5月25日に委員4名で現地確認をいたしました。内容的には、事務局から説明がありましたとおりです。特に、問題ないと思います。御審議、お願いいたします。

[議 長] ありがとうございます。続きまして、議案第1号の2について、「東富岡地区」お願いします。

[地区担当委員] 本件につきまして、5月25日に図面に基づいて確認をさせていただきました。この地区につきましては、平成30年1月に造成申請され、今回その西側を追加してきた形です。この中に、水路部分の付け替えや払下げが計画がされています。財産管理者や機能管理者に今後の問題も含め、推進委員とともに確認をいたしました。今回の申請ですと、申請地南側の農地の排水の問題が出るのではという懸念が生じました。今回、追加資料②もいただきました。図面の真ん中の部分は、今回払下げ等の予定ということですが、水溜まりが続いておりました、地元も不安視されています。後ほど、確認させていただきますが、素掘り水路設置と赤く記載がある部分ですが、これは担保性があるものですか。周辺に水の問題も発生しており、周辺の方も心配しています。皆様のご意見をお伺いした中で、慎重に対応する必要があると思います。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第1号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

- [議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第1号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。
- [議 長] 挙手全員。よって、本案は「原案のとおり許可相当とする」ことに決定をいたします。
- [議 長] 次に、議案第1号の2について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。
- [A 委員] 素掘りの所ですが、流末の部分が機能していないということですが、また素掘りにして、B委員さんが言われるとおりになるのではないかと、私も思います。その点、その人たちと水路管理者とで、協議がされているのですか。
- [事務局] 先日、B委員・推進委員と市土木総務課・農林整備担当の職員と説明に行った時に、水が溜まっている所の心配をされていました。話を持ち帰り、関係各課と協議し、素掘り水路で対応することで業者に確認をしました。隣接所有者は、現在払下げ申請中の案件もあり、金銭面で直ぐに払下げを受けることができないが、将来、用途廃止・払下げを希望しているそうです。こちらの素掘りの水路で、雨水対策として、こちらの水路から付替え工事をした水路の所へ水の逃げ場として設置をします。将来的に、用途廃止・払下げ申請があった場合、付替えという形での対応を土木総務課も考えております。
- [議 長] A委員さん、よろしいでしょうか。今の話ですと、払い下げが確定した時点で、付替えの水路を作るということですか。
- [事務局] そうした申請があった場合、管理者として指導するそうです。用途廃止・払下げでは無く、付け替え処理です。
- [C 委員] 付け替えというのは、同時にやるのではないですか。
- [B 委員] お手元に、「用地の処理方針」という図面があります。図面中央付近に、482番5、雑種地で伊勢原市名義、①の部分があります。これが前回の農地造成の中で盛られていて、既に現地は水路は無いです。さらに、今回、②、③、④、⑤が用地処理がされる前提での協議になっています。ところが、現状は、①の所には既に盛土されていて水路が無いため、②、③、④に水深1m程の水溜まりが造成当時からできていて、現在も解消されていません。また、図面の下の方から水路敷が残っています。周辺農地は北の方に、水溜まりがある方に傾斜しています。②、③、④を盛ってしまうと、501番や502番の4筆の流末が無くなってしまいます。追加資料②の図面の真ん中の黒い部分に大きな水溜まりができています。今回の計画では、その部分に盛土をするので、地元も心配しています。現に、今まで出なかったような水が流れ出しているそうです。この計画自体、もう少し慎重に、再検討しないと、払い下げ前提で話が進んでいますが、その前に、切り回し等の水路関係の処理について、盛土や払下げをする代わりに機能回復をどうするのかと見えてきません。疑問点に答える形で追加資料をいただいても、素掘りなんて一時的なもので、底地はどうするのか、付け替え処理等と対応はしてるのか、その辺が見えてこない。一時的にしのご話であって、底地の付替え関係とか担保性が無いものを提出されていますが、その辺は、どうなんですか？
- [事務局] 担保性というのは、今回、事業地内の平場部分に水路を作るのであって、対応策として、そこを将来的に水路払い下げの申請が来た場合に素掘りを予定している部分に水路を付け替え、交換で対応する。

[B 委員] そういう計画は、造成計画の段階でやるべきものです。先のことを考えて付け替え処理をしたり、機能復元を前提とした上で、造成計画を認めるという話です。申請されてからでは、遅いです。事務局から説明を受けている中で、判断できる内容ではありません。現場の写真を撮ってありますので、お配りします。

[D 委員] 確認ですが、地区によって違うかもしれませんが、水路等の払下げの際、地域の土木委員の方は、話に参加しているのですか？

[B 委員] 今回の地区に土木委員がいるか判りませんが、現場の計画図が出てきました。これは、事前に関係所管課と協議が整い、議案として出てきたものと解釈しています。この図面のハッチ部分が、前回造成部分です。図面の左側の方から水路敷が入っています。もう1本の水路敷が、ちょうど図面の真ん中、写真の1番で、下流部を埋めていますから、水溜まりができています。前回の造成時にも指摘されていて、水路を切り回すという計画だったわけです。ところが、水路の切り回しを行わずに下流部分を埋めてしまった影響で、昨年、水深1mくらいで、70m近くも水溜まりができてしまいました。今回1番の問題は、南側の農地から窪地で水路敷が残っています。雨が降れば、上からの水は基本的には染み込むかもしれませんが、現地には窪地で水路が残っています。この水は何処へ行くのでしょうか。この機能回復がされていけば問題ないのですが、今回いただいた図面を見ても、その付け替え処理計画の中に、水路敷の流末がありません。しかも、被害を被っている地権者の方もいるわけです。今回の計画について、議案として出てきたことの実確認と、土木総務課等の方も心配だという認識を持ってお帰りになりました。追加資料②において、素掘り云々という記載がありますが、担保性が無い計画を議案とされていますので、この議案については、機能管理者や財産管理者の方と再協議をした上で判断をしていただかないと、地元の委員としても、現場へ行くとき周りの方々は、この計画に対し、あまり認識していないような状況です。事前に周囲の地権者や自治会長等が、この計画について十分な説明を受けられていられるのでしょうか。

[C 委員] 先日、南側の地権者の方に会いました。旦那さんが亡くなって、周りの人がハンコを押しているから押したそうで、こうした水の問題というのは認識をされていなかったそうです。普通の雨であれば染み込むかもしれませんが、激しい雨の場合は心配です。こういう水の溜まり方をします。

[議長] B委員さんのお話、C委員さんのお話を聞いていますと、今回の内容については暫定の素掘りの水路を設置した中で排水対策をしていくというような内容になっておりますが、それが将来的に担保が取れないということで、払い下げを受ける時には付け替えの水路は当然必要、そういう内容だと思います。その辺の担保が無いということが1点、更に地元についても排水については懸念されているという内容があるようです。他の委員さんの御意見がございましたら、お願いします。

[D 委員] すみません、素掘りの水路設置の話ですが、いつ、話が出たんですか。

[事務局] 昨日です。対応策として付け替えというのはできないと、市として機能が無いので下流の部分の用途廃止をしたということです。

[D 委員] 設置をするのは、市の方で案を出したのですか。

[事務局] そうです。

[E 委員] 今の払下げ云々という、許可はいいのですが、許可をする前提というのがあるわけですよ。要するに、今までの機能を生み出せば払下げして、これを埋めても問題ないとい



う発想になるのですが。水はけが悪いのであれば、その機能を残さなければいけないと思いますが、その点は、どうなのでしょう。

[事務局] その点につきましては、483番4と483番5との付け替えです。

[E委員] この写真にあるU字溝のことですか。

[事務局] 写真にある枡ですね。本来、西側から水路が来てまして、それが枡の先まで流れていたものを、ここで付け替えをして行くという形で機能は確保される形です。

[E委員] それがB委員さんの話ですと、付け替えがされてないということですか。

[事務局] 図面で言いますと、①・②・④・⑤の機能回復は、それでできています。

[E委員] 他からは流れ込んでも、それは関係無いということですか。

[事務局] 水が溜まっているのは、南斜面からの雨水ではなく、湧水という認識です。

[B委員] 西側の方の水路の切り回しは判ります。上流部の水を今回483番4で、その流末を廃止しますので、ショートカットで違う水路に流しますということです。ところが、今回、南からの畑から流れてくる分についても、水路を廃止してしまうわけです。真ん中の②・⑤・④は全部払下げをしてしまうわけです。底地が無くなるわけです、水路敷として。今回、追加資料②で素掘り云々、設置しますとありますが、それは、南側の土地の水を流すために付け替えるわけですね。

[事務局] 付け替えではなくて。

[B委員] 必要性を認めたから、素掘りの水路設置するそうですが、その担保性があるのですか。流末が無くなり、南側の4筆の雨水を西側の方に流すために、素掘り設置するわけですね。縦断図を見ても逆勾配だと判りますが、今回の付け替えをするところに流すわけですね。その部分の底地の整理がされていないのではないですか。

[事務局] 土の表面を整地するということです。勾配は、確かに真ん中、中央に向けています。認定外道路に向けて勾配は下がっているんですけども、素掘りの水路については、可変的な勾配をつけて持つて行くそうです。

[E委員] 素掘りで掘っちゃうと、水は勾配を取ったほうに来ると思います。要するに、普通に地面に染み込む水は心配していませんよ。大雨の時に、きちんと水路の方へ流れ込んで、被害が出ないように、作物とか人的被害が出ないようにということを、みんな心配している訳です。そういうのを考慮しないと、なかなか納得してくれないと思います。

[事務局] 納得というのは、隣接地権者等が。

[B委員] 先ほど、地権者の同意という話をされていますけども、地権者が水路の許認可権を持っているわけではありません。それを地権者の責任みたいな、承諾を取ったとかではなく、水路管理者等が公共財産である水路敷を廃止するには、それなりのエネルギーが必要なことです。相当の担保性が無ければ、付け替え・廃止できません。にもかかわらず、こういう形が取られていて、昨日も所管の方が来られて、問題意識を持って帰られました。

[事務局] それを確認した結果が、これなんです。

[B 委員] 場合によっては、一度、取り下げを視野に入れた上で整理した上で細く資料を出されて説明しても、事務局が説明している中で、問題ないとは理解できません。安易に水路敷を付け替えて。底地が伊勢原市ですよ。後戻りをして再検討という、これが完全に払い下げが終わり個人の物になっているとしたら、大問題です。幸い、真ん中は申請中ということですから、再検討されたらいかがですか。

[議長] 基本的に水路敷を払下げした場合、その付け替えというのは必要条件として出てくるのではないですか。

[事務局] それは申請段階で、水路管理者が付け替えか用途廃止・払下げか、どちらかを定める。機能がなければ、払下げという形になります。

[議長] その都度、状況によって水路管理者が決めるということですか。

[事務局] これは、当初、平成29年度の時に、流末の払下げが決まって、同時に、今回の②・③・④とか、同時期に払下げ申請をしているということです。

[議長] 今回、自費工事で隣の所は直していくということが1点あるわけですよ。その時に付け替えとは言っていないわけですか。

[事務局] 付け替えとは言っていないです。業者の話では、将来的にということですよ。

[B 委員] 私が言っているのは、この土地というのは盛土造成が3回目です。当初の時にも話があったかもしれませんが、怖いのは、前回・前々回のことを今回の盛土造成の中で付け替え処理をしようとしていることです。本来なら、その段階で解決をしなければいけません。ところが、これまでの付け替え処理を、未だに処理されないで交換等の用地処理をしようとしているのが危険なのです。付け替え処理だと記されていて、残りは有償払い下げでしょうから。当初は付け替え処理だったものが、市に寄付と書いてあります。前回のものを解決しないうちに、次の案件となるので、こうした状況になるわけです。持ち帰りますということでしたが、問題が解決しないまま出てきましたので、地元の委員として責任がありますから発言させていただきました。

[A 委員] 本来、用途廃止ならば、地元との協議をして、用途廃止とか付け替えとか、水路管理者がやらなければいけないことなんです。本来ならね。もう一度、水路担当の方に戻すような形で、地元の委員さんや地権者の方、自治会の方に話をしたらどうですか。

[議長] 今、A委員さんから、水路管理者等が調整しないと、結論が出てこないという意見が出ました。いったん、水路担当の方に、この問題を戻すということです。他に、ご意見はございますか。無ければ、この議案については、継続という形で、一度、水路担当の方に戻し、調整をしていただくことで、よろしいでしょうか。

[A 委員] あと、底地がどうなるのか判らない。水路になってしまうと、底地の権利関係がどうなるのか整理していただいて、農業委員会に出してもらおう方が良いと思います。

[議長] 各委員さんの意見が出ておりますので、整理した中で水路担当等と整理をしてください。それでは、議案第1号の2については、継続審議といたします。次に移ります。

[議長] 議案第2号、農地法第3条第1項目的の適用を受ける買受適格証明願に係る適格者の

証明についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 議案第2号、農地法第3条第1項目的の適用を受ける買受適格証明に係る適格者の証明について。この証明は、競売・公売に参加して農地の買受けの申し出を希望する際に、競売等参加前に事前に適格者の証明を受けておく必要があり、農地の競売・公売の場合に買受けの申し出ができる者は、この買受適格証明を有している者に限定されます。この証明の交付基準は、農地法第3条に規定する許可基準と同様です。

今回、高部屋地区で2件の申請がありました。

高部屋地区の1件目は、議案第2号の1、図面番号は3番です。申請地は、西富岡字鎧塚の4筆、合計面積4,636㎡、経営規模の拡大を目的とするものです。出願者は厚木市にお住まいの方で、出願者世帯の現在の経営農地は、4,821㎡で、下限面積の特段の面積の30アールを超えるため、農地取得に支障はありません。5月21日に事務局と地区担当農業委員さんと合同で現地調査を行い、経営農地については春野菜やビワ、クリなどが栽培され適正に管理されておりましたが、一部農地については国道246バイパス道路用地に隣接しているため、工事完成まで休耕している所もあり、休耕中の他の農地を含め草を刈るよう指導し、申請者も了承しております。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号の該当事項はありません。本案件については、競落後の事務処理を迅速化するため、議決された場合には、入札で申請者が最高価格等で落札し、後日、農地法第3条第1項の申請がなされた場合は、現時点と事情が異なっている場合を除き、指導した農地の草刈りがされ、適正な管理がされている事を確認後、専決処分で農地法第3条第1項の許可をし、総会には報告事項とすることをあわせてご審議をお願いします。なお、本件の申請地については、4月の総会において農地法第5条第1項目的の買受適格証明願の出願があり審議され、承認されております。

次に、高部屋地区の2件目、議案第2号の2、図面番号は4番です。申請地は、西富岡字宝地の3筆、合計面積2,618㎡、経営規模の拡大を目的とするものです。出願者は議案第2号の1と同じ方で、現地調査、申請書類の審査でも問題はなく農地取得に支障はありません。現在、出願地の1172番については、作物が栽培され耕耘管理されています。1170番1は竹林、1170番2は雑草が茂り、管理はされていません。本件も議案第2号の1と同様、競落後の事務処理を迅速化するため、本案件が議決された場合には、申請者が最高価格等で落札し、後日農地法第3条第1項の申請がなされた場合は、現時点と事情が異なっている場合を除き、議案第2号の1と同様に専決処分で農地法第3条第1項の許可をし、総会には報告事項とすることを、あわせてご審議をお願いします。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いします。議案第2号の1と2は同じ地区ですので、あわせてお願いをいたします。

[地区担当委員] 議案第2号の1については、前回の時に地区推進委員の方と見まして、今回は5月21日の時は、省略しています。これについては、前回の適格者証明の時に申したとおり問題ないということです。議案第2号の2について、5月21日に事務局と一緒に行きました。申請地の農家の方の耕作は適格に行われて耕耘もされておりました。しかしながら、事務局が説明しましたとおり他の場所については、246バイパスの工事等の関係で耕作が出来ないということで、こちらは見ておりません。もう一つ耕作地を見に行きましたが、奥まったところで、大きな農業用作業車は入らないということで、事務局の言うとおりの草刈りをさせていただくということをお話をしました。耕作しているところは管理をされていますので、買受適格証明を出すのに値すると思いますので、よろしくをお願いします。

[議長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

- [議 長] 議案第2号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。
- [議 長] 特に、ございませんか。無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第2号の1については、「原案のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。
- [議 長] 挙手全員。よって、本案は「原案のとおり承認する」ことに可決決定をいたしました。次に移ります。
- [議 長] 議案第2号の2について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。
- [議 長] 特に、ございませんか。無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第2号の2については、「原案のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。
- [議 長] 挙手全員。よって、本案は「原案のとおり承認する」ことに可決決定をいたしました。次に移ります。
- [議 長] 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局、説明をお願いいたします。
- [事務局] 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農地の賃貸借等につきましては、利用権設定期間が終了すれば、自動的に権利が消失して、民法上の小作の権利が生じない農業経営基盤強化促進法による利用権の設定が、現在は殆どです。利用権の設定は農業経営基盤を強化するための農地の利用集積ですので、利用権を設定できる方は、農地法第3条の「下限面積」要件はありません。10アール以上を営農する経営農家や新規就農認定を受けた方、また解除条件付き利用権で行う株式会社やNPO法人などの法定法人が対象となります。  
今回、新規の届出が3件ありました。届出の内容といたしましては、成瀬地区で2件、4筆、面積1,844㎡。大田地区で1件、1筆、面積962㎡です。権利の種類は、賃借権が2件、4筆、面積1,844㎡。使用貸借権が1件、1筆、面積962㎡という内容になります。以上です。
- [議 長] 事務局の説明が終わりました。何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。
- 【 質問・意見なし 】
- [議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。
- [議 長] 議案第5号の1から3については、「出願のとおり承認する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議 長] 挙手全員。よって、議案第5号の1から3については、「出願のとおり承認する」ことで可決決定をいたしました。
- [議 長] 以上を持ちまして、第15回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。
- [事務局長] 大変お疲れさまでした。次回の総会は、6月27日の木曜日に開催します。よろしく、お願いします。

【10時53分 終了】